

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 環境保全課
委託業務番号	令和6年度 長環保第22号
委託業務名称	つづら尾崎合併浄化槽維持管理及び汚泥引取り業務委託
委託業務場所	長浜市西浅井町菅浦地先
業務の概要	つづら尾崎合併浄化槽維持管理…浄化槽の放流水が関係法で定められた水質基準に適合するように保守点検をおこなう。また、緊急時には迅速かつ状況に合わせた適切な対応をおこなう。
履行期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日
契約年月日	令和6年 4月 1日
契約額(税込)	2,099,900円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本2100番地1 [商号又は名称] 有限会社 伊香清掃センター
契約相手方の選定理由	浄化槽は微生物の働きを利用して汚水に含まれている有機物を分解し、水を浄化する装置であり、日々の流入水の水質、水量、水温等を調整し、微生物が正常に活動し続ける環境を保つ必要がある。有限会社 伊香清掃センターは、本施設を長年維持管理されており、本施設の微生物が活発に活動するための調整法を熟知されていることから委託を行う。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定(1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその(2) 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。